

平成24年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成24年9月24日（月）午後1時30分～午後3時30分

場 所 長崎地方裁判所大会議室

出席者

（委 員） 岩下加代子、岩永陽一、大橋絵理、重富朗、波多野徹、原口憲二、原山和高、森永玲、横田信之（五十音順、敬称略）

（弁護士会説明者） 中西祥之

（事務担当者） 山本事務局長、木村民事首席書記官、東刑事首席書記官、摩尼総務課長

議事要領

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 委員紹介

第4 前回委員会提案に対する裁判所の改善点についての説明

長崎簡裁の調停当事者待合室の改善取組状況について報告した。

第5 協議

（※ ○は委員長、委員又は弁護士説明者の、■は事務担当者の発言。以下同じ。）

法教育について

初めに、次のとおり説明を行った上で協議に入った。

- 1 裁判所における法教育の取組として、長崎地方裁判所刑事部の重富委員が「夏休み子ども模擬裁判」について、木村民事首席書記官が「大学における模擬民事調停」について説明
- 2 原山委員が検察庁における法教育の取組について説明
- 3 長崎県弁護士会法教育委員会の中西委員長が弁護士会における法教育の取

組について説明

- 裁判所における子ども模擬裁判は、法教育として極めて有効だと感じたが、模擬裁判や模擬調停はどのくらいの頻度で行われるのか。
- 今のところ、子ども模擬裁判は夏休み期間中にだけ行っており、本年度は長崎地裁本庁で2回、厳原支部で1回実施した。模擬調停は、今回が初めての試みであり、今回、地裁委員会の御意見をいただければと思っている。
- 子ども達からすると、実際に検察庁や裁判所に行って体験したことは記憶に残って良いと思うが、子ども達全員にそのような経験をさせるとなると難しいと思うので、学校側に法教育をやってくれるような枠組みが必要ではないかと思う。例えば、2011年度の学習指導要領で授業に新聞を使うことが盛り込まれた際、具体的な使い方が示されていなかつたため、学校現場では何をしていいか分からない状況になり、結局、熱心な先生がいるところはやるし、そうでないところは何もしないという事態が起こった。そこで、新聞社としては、県教委に対して、必要があれば長崎県内の公立小中学校に新聞を渡す、先生方が新聞の作り方などを学びたいのであれば研修を受け入れるといった内容の協定作りを働きかけている。このように、教育全体に対して何かをしようというときは、その現場に働きかけて、きちんと形として枠組みを作ることが必要ではないかと感じている。法教育も、今やっているような裁判所に来てもらった人に体験してもらうというやり方の他に、全体に対する何かを考えてもいいのではないかと思う。
- 学校教育の中できちんとコマ数として組み込まないと実質的なことは定着しないと思う。
- 模擬裁判や模擬調停を数多くやっていくことで、関心を持つ人の裾野を広げることが必要だと思う。そうすると、その中から法律を専門的に勉強

しようと思う人も増えてくるのではないかと思う。

- 補野を広げるとなると、裁判所では人員が限られていて大変だと思うので、イベントの動員などをサポートするボランティアなどがあればいいのではないかと思う。
- 子ども模擬裁判で行われた裁判官への質問コーナーでは、子ども達の純粋な視点からの質問に驚かされることが多々あった。お子さんの物事を見る目は家庭の中で培われた面が大きく、価値観を育てる上では、学校教育以前に、大人から受け継ぐ文化的な土壤のようなものが大切ではないかと感じた。裁判所ではできない分野であり、一般市民レベルでどういう関わりができるかというところで、行政などが活躍できるところがあるのではないかと思う。
- 各団体で法教育に取り組んでいる例があれば、ご紹介いただきたい。
- 税理士会では租税教育推進協議会とともに、学生を対象とした租税教育に積極的に取り組んでいる。時には商工会議所や日本銀行とも協力しながら活動しており、例えば、税についての作文や標語作り、出前講座を行ななどしている。また、一般市民向けの講演も行っている。
- 長崎大学における法教育としては、「現代社会と洗脳」という授業科目の中で、犯罪と人権に関する基本的な考えを学んでいる。具体的には、犯罪被害者や死刑、裁判員裁判についての理解を深め、国民の裁判参加に対応できる基礎的な知識を習得するカリキュラムとなっている。また、日本国憲法の人権分野を中心に学ぶ科目があり、基本的人権の原理や内容、限界について講義し、法の下の平等や自由権、参政権、社会権を考える内容となっている。同じく日本国憲法に関する科目に、憲法がどのようにできたか、人権の実現の状況や憲法改正の問題を扱う講義もある。

長崎大学には法学部はないが、経済学部の中に「経済と法」というコースがあり、その中にも民法や税法など法律関係の授業がある。

- 長崎大学では、一般市民向けの開かれた講座はあるのか。
 - 公開講座の中にあると思う。
 - 市役所では、一般市民を対象とした法教育は行っていない。ただし、一般的な法教育ではないが、具体的問題解決の対応として、法律問題を抱えている人のために、県弁護士会に依頼して、市役所で週3回、アマランスで週1回市民相談を行っている。相談内容としては、借地借家、金銭関係、慰謝料、夫婦関係、相続関係などが多く持ち込まれており、取扱件数は、平成21年度が約750件、平成22年度が867件、平成23年度が741件となっている。
- 裁判所の模擬調停の準備状況について補充して説明すると、現在、シナリオの素材や学生参加型にするかなどについて検討を進めている。さらに、模擬調停だけではなく、質疑応答をしながら現職の裁判官と学生が意見交換を行うことや、今回の模擬調停を今後に活かすため、アンケートを実施することを考えている。
- 模擬調停を継続して実施するのであれば、今後は、若者を狙ったネット詐欺とかDVの問題など大学生に身近な問題を取り上げてはどうかと思う。
 - 檢察庁における平成24年度の法教育の実施件数は、現時点で2件ということであるが、最終的には例年程度の件数になるということによろしいか。あるいは、極端に件数が減ってきてているのか。
 - 最終的には例年どおりの件数になる見込みであり、減少傾向にあるということではない。
 - 檢察庁は、法教育の要請があれば人数が多くても応じる態勢か。
 - 基本的には、要請があれば受け入れている。
 - 檢察庁における法教育として紹介のあった模擬取調べについて、少し説明していただきたい。

- 万引き事案を題材にした否認事件で、学生1名が検察官役を、もう1名が立会事務官役を、職員が被疑者役となり、最初の50分間で弁解録取を行い、証拠の検討を1時間、模擬取調べ1時間、質疑応答20分というカリキュラムで行った。最初は否認していた被疑者が、検討した証拠を突きつけられて最後は自白するという設定で行った。
- 学校で模擬取調べをするとなると、時間はどのくらいかかるのか。
- 模擬取調べは少人数でしかできないので、学校で行うのは難しい。法教育という面からは、裁判段階の題材を扱う出前講座がよいと思う。
- 弁護士会では、要望があれば、模擬裁判のようなものをやることもあるのか。
- 模擬裁判をやることもある。ただ、模擬裁判よりも、ルール作りなどをメインにやっている。
- 弁護士会では、小中学生を対象とした夏のジュニアロースクールにあまり人が集まらなかつたそうだが、それはどのような要因によるものと考えるか。
- 学校のプログラムに組み込むとなると、かなり前から企画して準備をしなければならないが、早い時期からの準備がなかなか難しい点や、今年はたまたま県の学校行事と日程が重なってしまった点が問題だったと思う。今後は、現場の先生と研究会などを作つて法教育について議論しながらやっていけば、参加者は増えていくのかなと思う。現場の先生達との連携が必要だと感じている。
- 弁護士会には、法教育のための研修などはあるのか。
- 講師養成のための研修については、現在検討中である。
- 弁護士会は、出前講座の要請があればどこにでも行く態勢なのか。
- 要請があればどこにでも行つている。要請は増えてきており、法テラスと連携して実施することも多くなっている。弁護士会としては、裁判所や

検察庁と協同して実施することも可能である。裁判所の法廷を使うことで、とても興味を持ってもらえるので、そこを活かした形で弁護士会を巻き込んでもらえればと思う。

○ 法曹三者がそれぞれでやっていることを、それぞれの役割分担で一緒にやるともっと効率的でいろいろなことができるのではないかと思うので、今回の御意見を踏まえ、法曹三者で連携していきたい。

第6 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成25年2月25日（月）午後2時

(2) 次回協議テーマ

裁判員裁判